

東京都教育委員会と_____との連携に関する協議書

東京都教育委員会（以下「甲」という。）及び_____（以下「乙」という。）との間で締結した東京都教育委員会と_____との連携に関する協定書（以下「協定書」という。）第3条（連携内容）、第4条（経費の負担）及び第8条（その他）について、以下のとおり甲乙の合意に基づき定める。

第1 協定書第3条第4号及び第8条の規定に基づき、以下のとおりとする。

- 1 乙は、協定書第3条第4号の規定に基づき、都立高等学校における通級による指導の充実に資する取組として、別紙①～⑦に記載された業務を実施する。
- 2 乙は、協定書第8条の規定に基づき、協定書に定めのない事項として、甲が指定する都立高等学校において、発達障害等の有無に関わらず困難を抱える全ての生徒への支援を充実させるため、別紙⑧に記載された業務を実施する。

第2 協定書第4条の規定に基づく経費の負担については、以下のとおりとする。

- 1 第1の業務実施に係る乙の経費は別紙1に記載の単価に基づき、甲の分担金をもって充てる。
- 2 乙は、月ごとの業務報告を翌月15日までに甲に提出する。ただし3月分については、3月31日までに甲に提出する。
- 3 甲の分担金は乙からの請求に基づき、甲が乙に月ごとに支払うものとする。
- 4 甲は、第2の3に係る請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に分担金を支払わなければならない。甲が期間内に支払を行わないときは、乙に対し支払い金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率（年あたりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて計算した金額を遅延利息として支払うものとする。

上記のとおり、合意の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 東京都教育委員会教育長
浜 佳 葉 子

(乙) _____

協議書に基づく業務内容及び経費負担

業務内容	備 考	単価
① 授業に同席の上、通級による指導への支援を行うこと（指導対象の生徒が1人の授業を支援した場合）		4,700円
② 授業に同席の上、通級による指導への支援を行うこと（指導対象の生徒が2人の授業を支援した場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・島しょ地域に存する都立高等学校において支援した場合は、右記各単価について、5割の割増しを行うものとする。 ・支援予定の生徒が欠席するなど都立高等学校側の事情により、支援を行う当日に業務の全部又は一部がなくなった場合には、なくなった当初の業務を適正に実施したものみなすことができる。（ただし、生徒が2人の授業を支援する予定が、生徒1人が欠席した結果、生徒1人の授業を支援するといった場合は、①の単価を適用する。） 	7,050円
③ 授業に同席の上、通級による指導への支援を行うこと（指導対象の生徒が3人以上の授業を支援した場合）		9,400円
④ 上記①～③に係る準備及び記録作成		4,700円
⑤ 通級による指導を受ける生徒の個別指導計画及び指導内容の検討、作成及び見直し		49,200円
⑥ 専門分野の知識等に基づく教員に対する助言（研修の実施を含む）		16,400円
⑦ 学校に在籍する通級による指導を受ける又は受ける可能性のある生徒に向けた取組		16,400円
⑧ 専門分野の知識等に基づくコンサルティング業務（通級による指導以外の通常授業、校内支援体制等に対する助言、講習等の実施）		16,400円

※⑤は生徒1人当たりの単価、⑥以外は業務時間1時間当たりの単価とする。